二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案

令和６年２月
外　務　省

１　背景・経緯

（１）２０２７年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）は、国際博覧会条約上の開催申請手続を進めることについての閣議了解（令和３年６月 22 日）、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」の公布・一部施行（令和４年３月 31 日）、博覧会国際事務局（BIE）へ認定申請を行うことについての閣議決定（令和４年６月 14 日）を経て、令和４年 11 月末にフランス・パリで開催された第 171 回 BIE 総会において認定された。

（２）２０２７年国際園芸博覧会の開催期間は、令和９（2027）年３月 19 日から９月 26 日までの約６か月間。

（３）２０２７年国際園芸博覧会を開催するに当たり、我が国は、国際博覧会条約上の義務として、我が国政府を代表する博覧会政府委員を任命する必要がある。加えて、博覧会国際事務局の総会で制定された２０２７年国際園芸博覧会一般規則においても、博覧会政府委員を置くことが規定されている。

（４）博覧会政府委員の任務の重大性等に鑑み、これまで我が国で開催された国際博覧会の場合と同様に、政府委員の設置及びその任務、給与等について定める。

【国際博覧会条約】1928 年（昭和３年）にパリで署名され、国際博覧会の開催期間・頻度、開催者・参加国の義務等について規定した条約。我が国は昭和 40 年に加入。

第 12 条 招請国政府は、この条約のすべての目的のために及び当該国際博覧会に関するすべての事項について、登録博覧会の場合には自国政府を代表する一人の国際博覧会政府代表を、認定博覧会の場合には自国政府を代表する一人の国際博覧会政府委員を任命する。

２　法案の骨子

（１）令和９年に開催される２０２７年国際園芸博覧会に関し、国際博覧会条約第 12 条の規定に基づく政府委員として、外務省に「２０２７年国際園芸博覧会政府委員」を置く。

（２）委員は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。

（３）委員は、２０２７年国際園芸博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。

（４）関係府省の長は、委員の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。

（５）委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

（６）委員の俸給月額を規定する。

（７）この法律は、令和６年４月１日から施行し、２０２７年国際園芸博覧会の終了の日から起算して１年を経過した日に効力を失う。

３　留意事項

（１）国会提出は、令和６年２月９日。

（２）本法案は、予算関連法案である。

（３）本法案は、早期に本委員を設置し、幅広い国・国際機関に対する参加招請活動を含む種々の準備を展開し、２０２７年の本博覧会開催までに、会場・展示物等に関する調整を含めた

各種準備を完了させるべく、令和６年４月１日に政府委員の任務を開始させる必要があるため、「日切れ扱い」を要望する法案である。

（了）